

メルパルク結婚式・披露宴会場のご利用約款

この約款は、お客さまとメルパルク株式会社（以下「当ホテル」といいます。）との相互の信頼を高め、結婚式・披露宴（以下「結婚式等」といいます。）を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。

第1条（契約の成立）

お客さまが当ホテルで執り行う結婚式等のご契約（以下「本契約」といいます。）は、お客さまのお申込書への署名及び所定のお申込金5万円をお預かりさせて頂いた段階で成立し、これによりお客さまは本約款の定めをご了解いただいたものといたします。

第2条（契約成立のためのお申込金）

1. 本契約の際は、お申込金5万円をご入金いただきます。お預かりしたお申込金は、内金として結婚式等の総費用の一部として充当させていただきます。
2. お申込金は、口頭・電話・書面・電子メール等のお客さまが本契約の意思表示をなされた際に当ホテルの担当者が指定した日までにご入金ください。
3. 本契約のお取消を行う場合、お申込金は第8条に定める取消し料として申し受けますので、ご了承ください。
4. クーリングオフの適用はございません。

第3条（お支払い）

1. 費用のお支払い

お客さまが執り行う結婚式等の費用のお支払いにつきましては、当ホテルが発行する最終の見積金額の全額を、結婚式当日の7営業日前（銀行営業日の基準とする）までに銀行振込いただくか直接現金にてお支払いいただきます。なお、所定の審査を条件として、ブライダルローンをご利用いただけます。

2. お支払い方法

銀行振込をご利用される場合の振込手数料につきましては誠に勝手ながらお客さまご負担とさせていただきますので、予めご了承ください。（かかる振込手数料のお取り扱いについては、以下同様といたします。）

3. 費用の遅延損害金

お客さまが本約款に基づくお支払いを怠った場合、年14.6%の割合による遅延損害金（1年を365日とする日割計算）を申し受ける場合がございます。

第4条（結婚式等の時間）

会場の利用時間は、あらかじめお客さまと取り決めさせていただいた時間内とさせていただきます。お客さまの都合により、あらかじめ取り決めました披露宴時間を超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、当日の会場予約状況によっては、利用時間の超過に応じられない場合がありますので、ご了承ください。

第5条（人数確定後の変更）

最終打合わせ後に、ご出席人数の変更等が生じ、お料理・引出物などの増減がある場合は、挙式・披露宴の5営業日前（5営業日前が定休日の__曜日にあたる場合はその前の営業日）の18時までに当ホテルの予約担当にご連絡ください。

それ以降は、発注その他の手配が完了いたしておりますので、上記期限を過ぎてご出席者数が減少した場合には、別に定める料金を請求させていただきます。

なお、挙式・披露宴の5営業日前にご出席者数の減少をご連絡いただいた場合でも、既に発注、

その他手配が完了している別注品等につきましては、その料金を請求させていただきます。

第6条（各種手配）

結婚式等に関する衣裳、引出物、装飾、音響、照明、余興、写真、映像、美容等については当ホテルより指定事業者を手配させていただきます。お客さまが、当ホテルが指定する事業者以外を直接手配される場合は、事前に当ホテルの了解が必要となります。あわせて、機器、材料、商品他の搬入搬出、設置場所等については当ホテルの立地、導線等により当ホテルの指示にしたがっていただきます。

第7条（持込・保管料）

お客さまによる各種手配、お持込については第6条に定めるとおりとさせていただきますが、当ホテルの了解のもとにお客さまが直接手配された機器、材料、商品他については、別に定める所定の持込・保管料を頂戴いたします。

第8条（取消し料および変更料）

1. 取消し料ならびに期日変更料

ご契約いただいた結婚式等を、お客さまの都合により取消しまたは期日変更される場合には、以下に定める取消し料または期日変更料を頂戴いたします。

結婚式等当日より起算して	解約料	期日変更料
① 121日前まで	お申込金全額と販売価格	—
② 120日前から91日前まで	お申込金全額と基本お見積り額の10%と販売価格	販売価格のみ
③ 90日前から61日前まで	お申込金全額と基本お見積り額の30%と販売価格	基本お見積り額の5%と販売価格
④ 60日前から31日前まで	お申込金全額と基本お見積り額の50%と販売価格	基本お見積り額の10%と販売価格
⑤ 30日前から10日前まで	お申込金全額と基本お見積り額の80%と販売価格	基本お見積り額の15%と販売価格
⑥ 9日前から当日	ご請求額の全額（サービス料を除く）	基本お見積り額の20%と販売価格

※基本お見積り額とは、本契約時のお見積りの金額になります。

※販売価格とは、お客さまからお申込を受け、発注もしくは製作した商品および販売済商品の販売価格相当額の総額です。

※「基本お見積り額」および「販売価格」は、消費税を含んだ金額です。

※衣裳の追加分については、衣裳約款の規定によります。

※写真の追加分については、写真約款の規定によります。

2. 取消し料のお支払い

取消し料のご請求書発行日から7日以内に、銀行振込にてご入金いただくか、現金にてお支払いください。

3. 取消し料の遅延損害金

お客さまが本約款に基づくお支払いを怠った場合、第3条3項に定める遅延損害金を申し受けます。

第9条（当ホテルからの契約の解除）

当ホテルでは以下の場合、お申込みをお断りするか、または既にご契約いただいている場合でも、契約を解除させていただくことがございます。この場合、第8条に定める取消し料価額を請求させていただきます。なお、契約の解除に伴う損害賠償金等、名目の如何を問わず、金銭のお支払いはいたしかねますので、あらかじめご了承ください。ただし、お支払いいただいている金額（既に施行済みの商品等の実費代金を除く）はお返しいたします。

- (1) この約款に違反する行為、または違反するおそれがある場合
- (2) 法令および公序良俗違反のおそれがある場合
- (3) 他のお客さまにご迷惑がかかるおそれがある場合
- (4) 当ホテルを利用する契約者または出席者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
- (5) 当ホテルの責任に帰することのできない事由により、当ホテルの使用ができない場合
- (6) 利用者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、または、かつて同様な行為を行なったと認められる場合
- (7) 利用目的以外の利用の場合
- (8) その他、結婚式等の運営上、支障があると認められる場合

第10条（免責事項）

当ホテルの管理しえない何らかの事情で、当ホテルを運営できない状態となった場合、会場変更もしくは日程変更をもって結婚式等を執り行うように鋭意努力します。しかしながら、以下の事由による会場変更、日程変更、もしくは結婚式等の中止等、お客さまが被られる損害に関しては、当ホテルは一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動
- (2) 官公署の命令
- (3) 伝染病による隔離
- (4) 運送機関の遅延、不通
- (5) その他、当ホテルの関与しえない事由が発生した場合

第11条（損害賠償）

お客さまおよび関係者は当ホテル、備品類等を損傷しないよう十分ご注意ください。なお、当ホテルの施設、設備、什器備品類等に損傷等が発生した場合は、速やかに当ホテルの指示のもと修理されるか、または、その損害の賠償金を負担していただきます。

第12条（事故・盗難）

当ホテル内における事故・盗難につきましては、当ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、当ホテルは一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第13条（禁止事項）

当ホテル内で以下の各項目に違反する場合、または違反するおそれがある場合は契約締結に応じないことがあり、締結した契約を解除することがあります。なお、その場合には当ホテルより退去していただくことがあります。

- (1) 盲導犬等の身体障害者補助犬法に定める補助犬以外の犬、猫、小鳥、その他愛玩動物、家畜類の持ち込み
- (2) 可燃物、爆発物、銃、刀剣類等の危険物の持ち込み
- (3) 悪臭または異臭を発するものの持ち込み
- (4) 諸設備および備品類の無断使用、移動
- (5) 当ホテルの目的外使用
- (6) 他のお客さまのご迷惑になるような行為
- (7) その他法令等で禁じられている行為および当ホテルが公序良俗に反すると認めた行為

第14条（感染症、伝染病等の対応）

インフルエンザ、ノロウイルス感染症、その他感染症および法定感染症等の拡大防止のため、新郎または新婦その他結婚式等にご出席なさるお客さまにおかれまして、結婚式等当日より起

算して10日前から結婚式等当日までに、これらの感染症の諸症状、感染症を疑わせる嘔吐・下痢・発熱等が認められた場合、事前に当ホテル宛にご連絡ください。また、新郎または新婦その他結婚式等にご出席なさるお客さまがこれらの感染症に罹患し、結婚式等を執り行うことが困難と判断される場合、結婚式等の中止または延期について、お客さまと協議させていただくことがあります。

第15条（運転者への酒類の提供）

当ホテルでは、結婚式等の後に車輛の運転を行なうお客さまに対して、酒類のご提供は行いません。車輛でお越し頂くお客さまにつきましては、当ホテルが酒類のご提供を行わないこと、また、酒類のご提供を当ホテルに求めない旨のご同意を、あらかじめ頂くものとします。

第16条（個人情報の取り扱い）

1. 当ホテルは、結婚式等の執り行いと、主たる事業に付随するサービス（a. リゾート地における挙式サービス事業、b. ウェディングドレス・タキシード・写真アルバム製造販売事業、c. 写真美容サービス事業、d. 衣裳のレンタル事業、e. 国内店舗における旅行販売事業、f. 結婚関連商品販売事業、g. ウェディング関連教育サービス事業、h. ホテル事業・飲食店事業・国内挙式サービス、i. 事業新商品の提供・アフターサービス）のご提供並びにマーケティング活動および市場動向等の分析のために、お客さまの個人情報を利用させていただきます。

2. 前項の定めのほか、お客さまの個人情報につきましては、個人情報保護法および当ホテルのプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

ホームページ プライバシーポリシー

<https://www.mielparque.jp/policy/privacy.html>

第17条（その他）

- (1) 当ホテルにおいて、あらかじめお持ち帰り用と定めているもの以外の料理については、食中毒防止等食品衛生管理の面から、お持ち帰りをお断りさせていただいております。
- (2) 当ホテルでは、健康増進法施行に伴う受動喫煙の防止に努めています。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- (3) お客さまが当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。
- (4) 施設および景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行なう場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 本約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。

第18条（約款の変更）

本約款は、当ホテルの都合により変更することがあります。変更後の規定の効力の発生時期は、附則に定める日の午前0時からとし、その変更の内容は効力発生時期の遅くとも2週間前までに、当ホテルのホームページにアップしお客さまのダウンロードが可能な状態にいたします。

第19条（管轄合意裁判所）

本約款に関連して紛争が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所といたします。

附則

第1条 この約款は2018年4月1日付で施行します。